

2026年4月13日

各 位

会 社 名 株式会社倉元製作所  
代 表 者 名 代表取締役 CEO 星 彰治  
代表取締役社長兼 CFO 小峰 衛  
(東証スタンダード・コード: 5216)  
問 合 せ 先 代表取締役社長兼 CFO 小峰 衛  
電 話 番 号 0228 - 32 - 5111

事業再生 ADR 再生計画に基づく債務の完済及び  
事業再生 ADR 手続の終結に関するお知らせ  
(個別貸借対照表上の無借金経営へ移行及び工場財団の根抵当権抹消へ)

当社は、2020年3月30日付で公表いたしました「事業再生 ADR 手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」以降、事業再生計画に基づき経営再建を進めてまいりました。

この度、2026年3月13日付け「第三者割当による新株式発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）及び金銭出資）及び新株予約権発行に関するお知らせ」及び2026年4月1日付け「第三者割当による新株式発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）及び金銭出資）及び第9回新株予約権発行の払込完了に関するお知らせ」で開示しましたとおり、2026年4月1日付で完了した資金調達（第三者割当増資）による資金を原資として、本日、対象金融機関に対して残存するすべての ADR 債務を一括繰上弁済いたしました。

これにより、当社の事業再生 ADR 手続はすべて完了しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 繰上弁済の概要及び手続の終結

当社は、2019年12月に産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（事業再生 ADR 手続）を申し立て、2020年3月に同手続が成立し、金融債務につき11億700万円の債務免除を受け、非保全債権約2億円の一括弁済のほか、7年間で保全債権8億4700万円を分割弁済すること等を内容とする事業再生計画が成立しました。その後、債務弁済が進み、本日、残存する金融債務の全額を、以下のとおり一括繰上弁済いたしました。

【ADR 債務繰り上げ弁済の内容】

繰り上げ弁済日	2026年4月13日
繰り上げ弁済額	112百万円（2026年12月31日に弁済予定の対象金融債務全額の繰り上げ弁済額）
弁済原資	2026年4月1日に払込みが完了した新株式の発行による調達資金

本弁済をもちまして、事業再生 ADR 手続におけるすべての債務履行が完了し、本手続は終結いたしました。

2. 当社個別財務諸表上、有利子負債（リース債務を除く）はゼロに

本日の112百万円の繰り上げ弁済完了及び2026年4月1日付け189百万円の貸付債権の現物出資による債務の弁済（デット・エクイティ・スワップ）により、当社の個別貸借対照表上、金融機関等からの借入金及び社債等を含む有利子負債（リース債務を除く）はゼロとなりました。これにより、財務基盤の健全性が向上し、今後の機動的な事業展開が可能となります。

### 3. 工場財団根抵当権の解除

上記債務の完済に伴い、当社の本社・若柳工場及び花泉工場（合計で 174,726 m<sup>2</sup>）において、当社が所有する工場財団（土地建物及び関連資産）に設定されていたすべての根抵当権（担保権）が解除されます。現在、速やかに抹消登記手続を進めております。

### 4. 今後の見通し

今回の事業再生 ADR 手続の完了及び個別貸借対照表上、金融機関等からの借入金及び社債等を含む有利子負債（リース債務を除く）がゼロとなったことにより、金利負担等の財務コストが解消されるとともに、対外的な信用力が回復するものと考えております。さらに、上述の根抵当権の解除とあいまって、今後の事業成長に必要な資金を間接金融により調達する道を開くことも可能になるものと思われま

す。今後は、再建フェーズから「持続的な成長フェーズ」へと舵を切り、さらなる企業価値の向上に邁進してまいります。

なお、本件による 2026 年 12 月期業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、公表すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以上